

## 【被害防止ネット】ニュース

○消費者の被害を防ぐネットの輪○ 平成24年7月25日 No13

〔事務局〕 小樽消費者協会 〒047-8660 小樽市花園2-12-1

小樽市役所別館5階 小樽・北シリベシ消費者センター内

TEL (0134) 31-3682 FAX (0134) 23-7978 E-mail; syohi-c@city. otaru. lg. jp

### 《消費者被害防止ネットワーク》

#### ◎総会、高齢者・若年者分科会を開催



6月29日、小樽市消防庁舎6F 講堂において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」総会と高齢者・若年者各分科会が開催されました。

総会には、複雑化

する消費者被害を防止すべく、今年は20団体38人が出席、北後志地区から仁木町・赤井川村の各担当者もオブザーバーとして参加していただき、札幌弁護士会や小樽警察署の話を熱心に聞かれていました。

#### 《総会では・・・》

#### ◎消費者相談の概要について

小樽市生活安全課より「平成23年度相談件数は、1037件と横ばいだが、約44%が60歳代以上の高齢者、20歳以下も増加」との報告がありました。

#### ◎最近の被害状況について

小樽警察署警務課国井氏より振込詐欺について実例を交え情報提供がありました。①架空請求詐欺、②民事訴訟催告書、③オレオレ詐欺、④還付金詐欺、⑤融資保証金詐欺等について手口の説明と注意喚起があり、特に還付金詐欺については市内で市役所職員の名をかたり「医療費の過払いがあった」と電話があり、スーパーのATMに誘導され、携帯で話ながらATMを操作するうち自分の口座からお金をだまし取られた実例の説明がありました。

#### 《高齢者分科会では・・・》

消費者センター吉田主任相談員より、苦情相談のうち融資サービス・放送コンテンツ・賃貸サービスの上位は変わらないが、劇場型融資詐欺・ネット通信サービス・中古自動車の相談が増えていると説明されました。札幌弁護士会八十島弁護士のサクラサイト商法対策について、吉田主任相談員は騙されていると認めたくない相談者が多く、有料サイト運営業者・相手側にカモにされる可能性が高いので迷惑メール等への対策が必要との説明がされました。

サクラサイト商法とは、【芸能人の悩みを聞いて欲しい・節税のためお金をあげたい】と誘いメールをやり取りする事でお金をだまし取る手口

#### 《若年者分科会では・・・》

消費者センター大島相談員からは、若年者の消費者被害が増加傾向にあり、アダルトサイト・迷惑メール・中古車購入・賃貸アパート契約等各トラブルに巻き込まれる例があとを絶たないと説明がありました。札幌弁護士会堀川弁護士から未然防止を目的とした出前授業を受ける学校が少ない、板橋消費者協会副会長からも中・高・大学生を対象とした「移動消費者教室」はあるが学校数に比して申込が少ない、更に石上人権擁護委員からは人権擁護に関する「出前授業」を実施しているが、年々学校からの依頼は減少してきているなどの発言がありました。被害の防止には、中・高・大学生に対する早いうちからの消費者教育が重要で、次回のネットワーク会議には、学校関係者が多く出席できるよう対策を講じる必要性が各委員から指摘されました。

### ・・・・ 還付金詐欺が6月に市内で発生！！ ・・・・

◆市職員の名を語り、「医療費の過払い」を還付するとATM（現金自動預払機）に誘導され、携帯で相手先電話と話し指示通りATMを操作したところ、自分の口座からお金をだまし取られた詐欺事件が発生しました。

◆還付金詐欺の被害に遭わないために（市役所・小樽・北シリベシ消費者センターより）

※医療費などの還付金を受け取るためにATMで操作手続きを行うよう指示する事は絶対にありません。

※携帯電話を持って警戒の厳しい銀行以外のATMに行くように言われた時は詐欺だと思ってください。

※不審に思ったり事実でないとわかった場合は、110番か小樽・北シリベシ消費者センターへ通報を

## ☆☆各団体から☆☆

### <銀行協会>

◎振込詐欺で、犯人が引出す前に振込先口座を凍結する処置については、間に合わない場合が多い。

### <ほくでん>

◎「ほくでん」または「ほくでんの委託」で社員がお客様宅を訪問する時は、顔写真つき身分証明書を携行しているのでご確認くださいとの事。

### <地域包括支援センター>

◎一人暮らしの高齢者宅(男性)に、「ただいま地区内の排水管・下水の点検中のためお伺いします」と電話があり、実際には点検に来なかつた様だが、独居高齢者は誰にも相談出来ぬまま電話勧誘等により被害に遭う確率が高く対策が必要ではとの意見が出された。

### ～ネットワーク事務局より～

被害防止ネットワークでは、比較的被害にあいややすい高齢者と若年者を対象に総会後2分科会に分けて情報交換を実施しております。

高齢者分科会では、関係諸団体が情報を持ち寄り活発な情報交換を行い、高齢者被害の未然防止に努めています。

しかしながら若年者分科会については、過去2年間大学・高校・中学等関係者の参加が少ないため分科会の継続が危惧されております。

ネットや携帯電話による20歳以下のH23年度相談件数は、25%以上増加しております。

若年者の消費者被害を未然に防止し情報を交換する、消費者被害防止ネットワークへの学校関係者のご参加をお願いします。

**消費者被害の未然防止は、若年者から！**

◎施設入所するようになり持ち家を処分する際に、買取業者と売買契約書を取り交わした。契約後判明したものだが、最低限複数社から見積書を取得し価格が適正か判断すべきではとの意見が出された。

### <民生委員>

◎認知症の高齢者が、多額・大量の商品を買い込み契約書が無かつたり購入先が不明・倒産・廃業などで調査出来ない事例がある。

### <小樽・北シリベシ成年後見センター>

◎認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守る制度として、平成22年4月1日に開設された小樽・北シリベシ成年後見センターでは、現在29名が後見人として登録しているとの報告があった。

### 多重債務特別相談窓口を開設

消費者金融やクレジットなどの多重債務でお困りの方を対象に、相談窓口を開設しています。一人で悩まずに相談してください。

#### ■相談日

毎週木曜日 午前9時～午後5時

(祝日・年末年始の休日を除く)

#### ■相談場所

小樽・北シリベシ消費者センター

(花園2-12-1 小樽市役所別館5階)

#### ■相談対応

債務整理の方法の助言、弁護士・司法書士などの法律専門家へのあっせん

#### ■相談受付

小樽・北シリベシ消費者センター

TEL (0134) 23-7851

FAX (0134) 23-7978

### 啓発用貸出しびdeoのご利用を！

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用下さい。

→ 申し込み・詳細=小樽消費者協会

TEL : (0134) 31-3682

### 「移動消費者教室」の活用を！

各種団体の依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います。(無料)

→ 申し込み・詳細=小樽消費者協会

TEL : (0134) 31-3682

消費生活に関する  
ご相談は  
小樽・北シリベシ  
消費者センターへ

TEL: (0134) 23-7851  
FAX: (0134) 23-7978  
小樽市役所別館5階

### 【情報交換について】

メールやFAXで被害報告などの情報交換を行っています。連絡はネットワーク事務局まで

E-mail : syohi-c@city.otaru.lg.jp  
FAX : (0134) 23-7978